

名護市指定地域密着型サービス等 運営推進会議の手引き



名護市福祉部介護長寿課

令和4年3月

目次

1. 運営推進会議の概要	1
2. 運営推進会議の議題と報告について	2
3. 運営推進会議に関する Q& A	3
4. 運営推進会議等の合同開催について	4
5. 個人情報の取扱いについて	4
6. 会議記録の作成・公表・保存について	4
7. 運営推進会議を活用した事業所評価について	4
8. 根拠法令について	5

別添（報告書等参考様式）

名護市地域密着型サービス等事業所運営推進会議設置届出書

利用者状況報告書様式

活動状況報告書

1. 運営推進会議の概要

(1) 設置目的

運営推進会議とは、地域密着型（介護予防）サービス事業所が、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域の地域包括支援センター職員、市職員等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による「抱え込み」を防止し、「地域に開かれたサービス」とすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものです。

(2) 設置主体

運営推進会議は、事業所自らが設置し、開催、運営します。

(3) 開催回数

サービスの種類	開催回数
地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※)	おおむね6月に1回以上
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては介護・医療連携推進会議となります。

※ 居住系サービス事業所は、3月に1回以上身体拘束についての委員会を開催します。（運営推進会議の活用可。）

(4) 会議の構成員

	構成員として基準上明記されている者
1	利用者
2	利用者の家族
3	地域住民の代表（例：区役員、民生委員など）
4	事業所が所在する区域の地域包括支援センター職員又は市職員
5	提供するサービスについて知見を有する者
6	地域の医療関係者（※介護・医療連携推進会議のみ必須）

2. 運営推進会議の議題と報告について

運営推進会議は、各事業所の活動状況について報告し、その報告内容について参加者から質問や意見、助言等を受けます。「地域に開かれたサービス」とするために第三者から評価や要望、助言等を受けることが重要です。事業所と利用者、家族だけで会議を開催することがないようにしてください。

また、必ずしも議題を設定する必要はありませんが、「日ごろから困っていること」、「不安に思っていること」、「地域とのネットワーク形成につながること」等、予め具体的な議題を決めておき、より有意義な双方向的な会議となるよう運営推進会議を活用しましょう。

(1) 報告内容

会議開催後、「名護市地域密着型サービス等事業所 運営推進会議届出書」の参考様式を活用し、会議内容等を報告してください。※任意様式でもかまいません。

- ・事業所名（サービス種別・所在地等）
- ・運営推進会議構成員
- ・開催場所
- ・運営推進会議開催予定日時
- ・利用者の状況
- ・利用者別サービス提供回数
- ・主な活動、出来事
- ・事故等の状況
- ・職員の研修
- ・今後の主な活動予定 など

(2) 議題の具体例

- ・利用者の現状と今後の課題
- ・利用者の一日の過ごし方について
- ・事業所近隣の地域の変化や課題
- ・家族や地域住民からの要望、意見
- ・事業所の自己評価
- ・避難訓練の実施と地域との協力体制構築
- ・避難行動要支援者の支援について（民生委員や自治会との連携等）
- ・地域との交流について
- ・職場実習の受入れ等近隣の学校等との連携
- ・ボランティア団体の紹介
- ・自治会や老人会、子供会等との交流やイベントについて
- ・認知症ケアについて
- ・医療に関係すること（高齢者のかかりやすい疾患等）

※ ここに記載したものはあくまでも一例です。例示した項目以外にも各事業所において必要と判断したものを追加していただいて構いません。

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、基準上、介護・医療連携推進会議又は運営推進会議において、自己評価結果を公表し、会議構成員から事業所評価（外部評価）を受ける必要があります。

3. 運営推進会議に関するQ & A

Q 会議の構成員とされている「地域住民の代表者」とは、具体的にどのような方か。

A 厚生労働省の解釈通知では、「地域住民の代表者とは町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられる。」とされています。なお、必ずしも町内会や自治会の役員、民生委員に限定するものではなく、事業所近隣に住んでいる方も含みます。

Q 会議の構成員とされている「知見を有する者」とは具体的にどのような方か。

A 厚生労働省の運営推進会議のQ & Aでは、「知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、当該サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べるることができる者」とされています。

Q 同一人物が「利用者の家族」と「地域の代表者（区役員等）」、「地域住民の代表者（民生委員等）」と「知見を有する者」等を兼ねることは可能か。

A 「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していませんが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務等はあると考えられます。

Q 運営推進会議には、すべての構成員が毎回出席することが必要か。

A 毎回の運営推進会議に、すべての構成員が参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足ります。

※（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者の外部評価の免除手続における免除要件に、「運営推進会議に、事業者の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席すること。」が明記されていますのでご注意ください。

Q 事業所のイベント等と運営推進会議を同時に開催してもよいか。また、イベント同時開催を運営推進会議としてもよいか。

A 「地域に開かれたサービス」とすることを目的としてイベント等と運営推進会議を同時開催することはかまいません。ただし、運営推進会議においては、会議構成員から意見・助言等を聴く機会を設けなければならないとされているため、イベントとは区別して「運営推進会議の時間」を設けてください。

4. 運営推進会議等の合同開催について

平成30年4月1日の制度改正により、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することが可能になりました。

合同開催が認められる条件

- (1) 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- (2) 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- (3) 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く。）
- (4) 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。

5. 個人情報の取扱いについて

運営推進会議の中で使用する資料や利用状況報告から、個人の情報が特定されてしまう恐れがあります。個人名や家族構成等の周辺情報等は伏せるなど、個人情報の取扱いについては最新の注意を払ってください。

6. 会議記録の作成・公表・保存について

運営推進会議での報告事項や会議出席者からの評価、要望、助言等について、会議記録を作成し、当該記録を公表してください。会議に参加していない方にも会議の内容が分かるようにしてください。

会議記録の公表については、事業所のホームページへの掲載や事業所内の見やすい場所（来訪者が確認しやすい場所）に掲示するなどの方法が考えられます。なお、会議の記録については、完結の日から5年間保存してください。

7. 運営推進会議を活用した事業所評価について

平成27年4月1日の制度改正により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、基準上、介護・医療連携推進会議又は運営推進会議において、事業所による自己評価及び自己点検結果を公表し、運営推進会議の中で事業所の評価を受けることとなりました。詳しくは、本市ホームページ「自己評価・外部評価」のページをご参照ください。

【名護市ホームページ】「自己評価・外部評価」

<https://www~>

8. 根拠法令について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号)

(地域との連携等)

第三条の三十七 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第三十四条第一項及び第六十八条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

(地域との連携等)

第三十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

※ 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護は、当該基準第 34 条を準用します。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

（地域との連携等）

第三十九条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第四十九条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

※ 介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護は当該基準第 39 条を準用します。